#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6月 2 日現在



1版

機関番号: 24405 研究種目: 若手研究 研究期間: 2020~2022 課題番号: 20K13339 研究課題名(和文)企業年金法制における間接関与者の義務・責任に関する日英比較法研究 研究課題名(英文)Comparative Research on Fiduciary Duties of Intermediaries in Japanese and UK Corporate Pensions Law 研究代表者 川村 行論 (KAWAMURA, TAKANORI) 大阪公立大学・大学院法学研究科・准教授 研究者番号:10756323 交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3.200.000円

研究成果の概要(和文): 日本において信託銀行や保険会社は受認者として資産管理運用を担い、信託銀行は 管理運用業務を別の金融機関に委託する場合があるが、委託された金融機関には受託者責任が課されるかどうか は明らかではない。本研究は、日本とイギリスを比較して、委託を受けた者が受託者責任を負うのかどうかを明 らかにすることが「してはた」、根本書にしい方、「アビン」をにすいて、このです。

本研究の結果、イギリスではケイ報告書により広く受託者責任を課すよう提言されたものの、同報告を受けて 開催された法律委員会は信託スキームと契約スキーム(保険会社を含む)の違いを理由として同提言を拒否した。 このようなイギリスの姿勢は受認者を根拠として受託者責任を課そうとする日本とは異なる。

研究成果の学術的意義や社会的意義 日本では受認者概念を根拠として年金資産の管理運用に関与する金融機関等に対して受託者責任を課している が、運用に間接的に関与する者について当該責任が課されるのかどうか明らかではない。他方、イギリスでは受 認者概念が存在するものの、それを論拠として広く受託者責任を課そうとはしない。判例法理において受認者概 念が必ずしも明らかではないことや信託と契約との違いを考慮した結果である。 本研究により、受認者概念の法学的理解や契約との機能的相違を分析して規制の可否を決するイギリスの状況 を明らかにできたことは、日本の年金注料における受託者責任規制のあり方について理論的分析の視点を提供し を明らかにできたことは、日本の年金法制における受託者責任規制のあり方について理論的分析の視点を提供し うる意義があるといえる。

研究成果の概要(英文): In Japan, trust companies and insurance companies administer pension fund as fiduciaries and sometimes trust companies entrust pension fund management to other financial companies. Though these entrusted companies work for them, they are not imposed on fiduciary duties. This study tries to construct the theory that intermediate companies are treated as fiduciaries in Corporate Pensions Law, comparing with UK Law. The results of the research are the following. In UK, Kay report called upon the government to regulate intermediate companies as fiduciaries in 2013. But Law Commission denied this suggestion in

Law Commission Consultation Paper No 350. According to the paper, Law Commission thought that trust-based pension scheme was legally different from contract-based scheme, and intermediate companies were not necessarily treated as fiduciaries. For these reasons, unlike Japan, UK government tend not to impose fiduciary duties on these companies, particularly insurance companies.

研究分野: 社会保障法学

キーワード: 企業年金 受託者責任

1.研究開始当初の背景

公的年金の縮小と老後の所得不足が問題視される今日、企業年金には公的年金を補完する役 割が期待されている。もっとも、そのような役割を果たすうえで、安定した年金の支給のために、 原資となる資産の管理運用について厳格に規律される必要がある。

確定給付企業年金法(確給法と記す)によれば、基金の理事・信託銀行・生命保険会社といった 年金資産の管理運用に直接的に関与する者(直接関与者と記す)は企業年金制度を実施する企業・ 年金基金に対して資産管理運用に関する忠実義務・善管注意義務(信託法・信認法に由来する企 業年金法固有の義務であり、「受託者責任」と記す)を負うことになっている。

しかし、こうした義務づけには問題もある。現在の企業年金実務では、直接関与者は管理運用 業務の一部分を資産管理銀行などに委任する場合がある(委任された者を間接関与者と記す)。こ の場合、現在では、直接関与者は年金制度を実施する企業・年金基金に対して間接関与者を選任 監督する義務を負う。また、間接関与者は直接関与者に対して委任に係る契約上の義務・責任を 負う。しかし、これらはあくまで民事法の義務・責任であり、企業年金法制において求められる 「受託者責任」ではない。加えて、企業年金法制上、間接関与者は企業・年金基金に対して法的 義務・責任を負っていない。「受託者責任」が問われるのは、年金が老後の生活の糧となり、そ の原資となる年金資産の管理運用に関与する者に対して特に厳格な責任を課す必要があること による。にもかかわらず、間接関与者が「受託者責任」を問われないことは、企業年金法制の趣 旨を損なうことになるはずである。

この事態について年金行政は曖昧な立場をとる。旧厚生省は2000年に間接関与者を活用する スキームの普及・促進を図った。しかし、間接関与者の法的義務・責任については全く考慮して いない。その後に立法された確給法においても対応が図られていない。更に、2012年に社会的 に問題となった AIJ 事件において、このスキームが問題視されても、対応が図られていない。 結局、年金行政において以上の問題は放置されている現状にある。

以上のような現状と将来的な企業年金制度の重要性を踏まえると、企業年金法制における間 接関与者の義務と責任の在り方を法理論的に検討する必要があるのではないだろうか。公的年 金を補完できるように、適切な責任体制が整備された企業年金法を構築する必要があるのでは ないだろうか。

以上が研究開始当初の背景である。

2.研究の目的

上記の背景を受けて、本研究は、イギリス法との比較法研究を通じて、企業年金法制における 間接関与者の義務と責任について明らかにするために実施することとした。具体的には、社会保 障法学の立場から、社会保障法及び関連する分野を統合して検討することで、間接関与者の義務 と責任に関する問題の解決を図ることとし、実務の動向を踏まえ、民法・信託法における法理論 的知見を社会保障法の知見へ反映させて検討し、企業年金法制における間接関与者の義務と責 任に関する法理論を構築する。また、日本法の問題解決にとって有効な示唆を得るべく、イギリ ス法との比較法研究も行う。イギリスでは間接関与者への規律について示唆に富む議論が多く なされているからである。

3.研究の方法

以上の目的から、間接関与者の法的義務と責任について、日本法とイギリス法の検討を通じて、 明らかにするために、3年間の期間を予定し、各年度において、実務と学説の動向に着目して、 文献調査の方法により、検討することとした。

研究初年度は日本における理論状況及び実務の状況を把握するために文献資料の調査を実施 する。その際には年金実務家との意見交換も実施する。また、研究2年度はイギリスにおける理 論状況及び実務の状況を明らかにすべく、文献資料の調査とともに、イギリスに渡航して現地調 査を実施する。研究最終年度は以上の日本及びイギリスの研究成果を踏まえて、間接関与者につ いての規律を理論化する。

もっとも、以上の計画は新型コロナウイルスの流行により根本的に変更せざるを得なくなった。具体的には、国内外の移動が困難になったため、現地調査や実務家との意見交換を実施できなくなり、また、文献資料の入手も著しく制限されたため、ウェブサイト上で入手可能な文献資料の調査に限定せざるを得なくなった。

4.研究成果

上記の「研究の方法」で示したように、研究計画を根本的に変更せざるを得なくなったことか ら、本研究課題は以下に示すように思うような成果を得ることができなくなった。 日本法に関する成果は次のとおりである。

間接関与者について直接的な議論は見当たらなかったものの、理論的に類似する問題として 企業年金制度に関する再信託の問題があった。これについて付言すると、再信託されたものの責 任について 2006 年改正前信託法では受託者と同様の義務と責任が課される状況であったが、法 改正後はそのようなことにはならなくなった。他方、企業年金の動向についてみると、実務では いわゆるマスタートラストが実施されており、それとの関係で、再信託に関する問題が従前から 議論されている。この問題について調査すると、行政実務においても通知が発出されているとの 事実を知ることができたものの、実際の通知自体については確認することができなかった。また、 再信託された場合の企業年金制度としての規律についてはそれ以上の議論がなされておらず、 後述するイギリスのケイ報告書における受託者責任の議論が紹介されているにとどまっていた。

このように日本の企業年金制度における問題はそれほど明らかにすることができなかったも のの、本研究を遂行する中で、研究対象外としていた公的年金制度との関係では、企業年金制度 と同様の問題があることを知ることができた。公的年金制度において年金資金を運用する年金 積立金管理運用独立行政法人(以下、GPIF)を規律する年金積立金管理運用独立行政法人法によ れば、GPIF が年金資金の運用を外部の金融機関に委託する場合、契約条項において受託者責任 に関する定めを置くこととされる。GPIF は厚労大臣から年金資金の管理運用を委託されている が、委託された GPIF はさらに別の金融機関に運用を委託している。外形的に見れば、委託され た金融機関は本研究課題の間接関与者と類似した地位にあると言えるため、この問題について も検討することにした。もっとも、これについて、企業年金制度の受託者責任の議論とパラレル に考えることができるのかどうか、考えてよいのかどうかが明らかではないため、それを明確に するために、GPIF 法の立法経緯を検討することにした。その結果、公的年金制度においては企 業年金制度における受託者責任を参照して公的年金の運用規制を設けたとの経緯を明らかにす ることができた(この成果の一部は論文として公表しており、また、関連する問題についても論 文をまとめている段階である)。この成果の上で、間接関与者の問題について理論的に研究しよ うとしたが時間的余裕がなく、研究期間の終了を迎えることになった。

イギリス法に関する成果については次のとおりである。

イギリスにおいて、2013 年にケイ報告書が公表され、同報告書においてインベストメントチ ェーン規制が説かれる中で、金融機関に対して広範に受託者責任を課すよう提言されていた。こ れを受けて、2014 年に法律委員会報告書が公表され、ケイ報告書の提言への回答が示されてい た。それによると、広範に受託者責任を課すことが否定されている。具体的には、イギリスにお いて企業年金制度は信託をスキームとする場合と契約をスキームとする場合があり、後者にお けるアクターについては信託と契約の機能の違いや判例法理の不在などから受認者として扱う ことが否定されている。契約スキームの場合に問題となるのが保険会社であり、上記の報告書に 沿えば、保険会社を受認者として扱わないことになる(信託スキームの場合でも信託受託者が資 産運用の方法として保険会社を利用する場合があるものの、それについては踏み込んだ検討が ない)。これらの報告書の見解を見ると、イギリスのみならず、オーストラリアなどコモンウェ ルスの理論動向をもフォローして論じていることが特徴といえる。また、これらの報告書では判 例法理の不在が大きな要因となり、保険会社に対する受託者責任を否定していたものの、そのよ うな取り扱いが適切なのかどうかについて明らかではなかったために、実務の動向をも確認す る必要があったが、現地調査を実施できなかった。これについては残された課題である(上記の 報告書を踏まえたイギリス企業年金法制における保険会社への規律については論文をまとめて いる段階にあるし

以上の研究から得られたことは次のとおりである。日本では受認者を広くとらえ、可能な限り 資産運用に関与する者に対して受託者責任を課そうとする見解が時として現れるが、その理論 的な根拠について明らかにされていない。他方、イギリスでは、信託と契約という機能の違いや 判例法理から、受託者責任を課すことの可否が決定されている。こうしたイギリスの姿勢につい ては形式的に過ぎると考えられる面が存在するものの、基準としては明確である。企業年金(公 的年金を含む)は老後の生活の糧となるため、その原資となる年金資産の管理運用についていか にして規制を設けるのかという問題を考える際に受認者や受託者責任が説かれるものの、その 内実は明らかではない。だからこそ、イギリスのように明確性を重視して形式主義が過ぎると思 われる立場がとられる場合がある一方で、日本のように「規制したほうが良い」という漠然とし た印象の下で受託者責任を課そうとする試みがなされる場合があると考えられる。本研究では このような両国の差異を明らかにしたにとどまり、そこからさらに踏み込んだ示唆を得られて いない。また、本研究の主たる対象たる間接関与者の義務と責任についても、保険会社などの一 部のアクターに関する検討にとどまる結果となった。研究計画の大幅な変更を強いられたこと は事実であるものの、本研究の成果をまとめる中で少なくとも理論的な発展可能性や今後の検 討の道筋を示す必要はあると考える。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

# 〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件) 1.発表者名

川村行論

2.発表標題

公的年金制度における「受託者責任」の導入過程:社会保障財政法の序論的研究

## 3 . 学会等名

北海道大学社会保障法研究会

4.発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1.著者名	4 . 発行年
道幸哲也、加藤智章、國武英生、淺野高宏、片桐由喜	2022年
2.出版社	5.総ページ数
旬報社	600
3.書名	
社会法のなかの自立と連帯	

### 〔産業財産権〕

〔その他〕

6.研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

#### 7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

#### 8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関	